

# 「小松市文化財保存活用地域計画」と 文化財を活かしたまちづくりの官民学協働への展望

## “Komatsu City Cultural Properties Preservation and Utilization Regional Plan” A Vision of Public-Private-Academic Collaboration for Community Development by Utilizing our Cultural Properties.

杓 谷 茂 樹

公立小松大学

**Abstract:** “Komatsu City Cultural Properties Preservation and Utilization Regional Plan” has been approved by the Agency of Cultural Affairs on July 18, 2025. This plan is supposed to be promoted for the next 10 years, with the public-private-academic collaboration, to realize the community development utilizing the cultural properties of Komatsu City. Then, it will be very important that every general public should actively take part in a public dialogue session, called “Living-labo” to accomplish the plan. This regional all-inclusive act will cultivate “Civic pride” on Komatsu City as a hometown for the citizens and the related population.

**Keywords:** Cultural properties preservation, Utilization, Regional all-inclusive act, Living-labo, Civic pride.

### はじめに

2025年7月18日、国の文化審議会の文化財分科会より、「小松市文化財保存活用地域計画」（以下「地域計画」）の認定が文化庁長官に答申され、同日、「地域計画」は文化庁より認定された。石川県では金沢市、輪島市に次いで3件目の認定である。小松市では2022年に同市の歴史文化遺産を守り活かしていく体制づくりを目指し、小松市文化財保存活用地域計画策定協議会を立ち上げ、3年間にわたって「地域計画」策定に向けた議論を進めてきた。筆者は文化財に係る専門家として、当初より同策定協議会に加わってきた。

本論では、まずは文化庁が制定した「文化財保存活用地域計画」という制度とその意義について述べ、その上で、このほど認定を受けた小松市の「地域計画」がいかなる特徴を持っているか

について整理していく。そして、今後長期ビジョンにもとづいて、小松市がこの「地域計画」を推進していくにあたって、どのように「地域総がかり」のアクションを実現していくべきか、そして、それは小松市のまちづくりにどういった意義を持つことになるのかについて展望していきたい。

## 1. 日本の文化財保護政策の歴史と「文化財保存活用地域計画」

文化財（あるいは文化遺産）とは、簡単に言えば、国や地域、あるいは民族の歴史や文化を伝えるものということができる。一般的には、それらは保存し、大切に守っていくべき存在として語られる。その考え方は古来よりあったわけであるが、近代国家においては、法律やそれに準じた公的な取り決めによって成文化され、制度化されるようになった。

日本では、明治維新後の1871年に太政官布告として「古器旧物保存方」が発せられ、廃仏毀釈や旧物破壊の嵐が吹き現れる中、仏像や仏教関係の古文化財の破棄や売却への対策が講じられている。またこうしたモノの保存だけでなく、1874年には「古墳発見ノ節届出方」という太政官布告によって、遺跡や史跡、すなわち場所や空間の保全、管理にも手が打たれている。その後、明治中期から昭和初期にかけて、「古社寺保存法」（1898年）、「史跡名勝天然記念物保存法」（1919年）、「国宝保存法」（1929年）、「重要美術品ノ保存ニ関スル法律」（1933年）などの法律が制定され、国宝やそれに準じた美術品の保護と海外流出防止に関する公的な対策がおこなわれてきた（和田 2002: 41-55）。

戦後の1950年に、現行法である「文化財保護法」が制定された。同法第1条には「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」とあり（文化財保護法研究会 2022: 13）、当初より文化財の「保護」だけでなく「活用」もおこなうことが明記されていたことは注目に値する。そして、1968年に文部省（当時）の外局として文化庁が設置され、文化財保護の体制が整えられていった。そして、高度経済成長期に全国規模で急激に進んだ国土開発の中で、公害の発生、自然環境の劣化とともに歴史的環境の破壊が問題となり、貴重な文化財が取り壊されたり、失われてしまったりすることへの対策として、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（1966年）や「明日香村の歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」（1980年）のように、重要な歴史文化資源を重点的に守るという施策がとられてきた（根木 2002: 149-150）。

このように、明治以降の日本では、それぞれの時代の社会状況に応じて、必要な文化財保護に関する施策が講じられてきたといえるが、そこではもっぱら「保護」に重点が置かれており、文化財保護法第1条に明記されている「活用」にまでは、なかなか手が回ってこなかったといえる。

そうした中、近年の文化財をめぐる状況は一段と厳しくなっているといっている（文化庁 2025: 6-8、小松市 2025b: 1）。高度経済成長期に、都市への人口集中や核家族化、あるいは農山村地域の過疎化などが問題となったが、それらの問題は、現在まで少子高齢化や地方の人口減少

という形となって続いてきている。この状況下で、文化財所有者、特に古民家などの不動産の所有者が、その文化財の維持・管理をすることが困難となり、大きな負担を背負うという事態が増加してきたのである。むろんそういう人たちには税制上の優遇措置や補助金などの法的なサポートがおこなわれてきたとしても、建物の現状変更にも制約がある中で、住みづらさからその維持・管理を放棄してしまうケースがでてきているのが現状である。一方で、少子化などにより教育現場で自分たちが生まれ育ってきた町の歴史文化を学ぶ機会が減少し、それは文化財の保護に対する認識不足や関心の低下を引き起こしている。そして、それは文化財保護に関する担い手不足につながり、地域の中で文化財の保護や継承自体が困難な状況に陥るにいたったという地域は少なくない。

このような文化財保護をめぐる多くの課題をふまえ、2018年4月に文化財保護法の改正がおこなわれた。その改正では、「文化財を「活用」しながら保存する」ことが明確に打ち出されていることが大きな特徴となっている。もともと文化財保護法の第1条に「活用」という言葉が含まれていたことが功を奏したかたちで、この改正では、これまでより制約なく文化財の活用を考えていけるような軌道修正がおこなわれたということになるだろう。そして、そのための中・長期的な視点を持った具体的な方策のひとつが、同第183条の3で新たに定められた「文化財保存活用地域計画」なのである。

## 2. 「地域総がかりでつくる」ストーリー

文化庁が出した「文化財保存活用地域計画」のパンフレットの一番上の部分には、「地域総がかりでつくる」という文言が見られる（図1）。これは、市町村が「文化財保存活用地域計画」を策定し、推進していくにあたって、大前提となる枠組みを示しており、最も重要なキーワードであるといっている。

文化財にはそれぞれ所有者がいる。そして、文化財保護法をはじめとしたさまざまな法制度を背景に、行政が関与しながら、それぞれの文化財の保護、管理はおこなわれてきた。ただし、（あくまで一般的な話として）行政というものは縦割り構造で成り立っているものである。考古遺物や遺跡、建造物、無形文化財、民俗などでもそれぞれ担当部署が異なる場合が多く、これに道路や公園などのインフラ関連、あるいは環境保護などの担当部署が別々に存在していて、文化財の保護に関わるさまざまな種類の対応が、別個におこなわれがちとなることは少なくないだろう。そうするとそれぞれの文化財の価値を最大限に発揮することは難しいはずである。

「文化財保存活用地域計画」では、これまで文化財を個別の“点”としてとらえて考えてきたものを、地域一帯で“面”としてとらえ、その域内のさまざまな文化財を連携させて、それらを一体として活用できるようにすることが考えられている（文化庁 2025: 2-3、藤岡 2024: 57-58）。その際、地域を代表する産業であるとか、特定の歴史上の人物、あるいは河川の流域や街道の筋のような人やモノの流れでひとつにまとまるテーマがその“面”のモチーフとなるわけである。こ

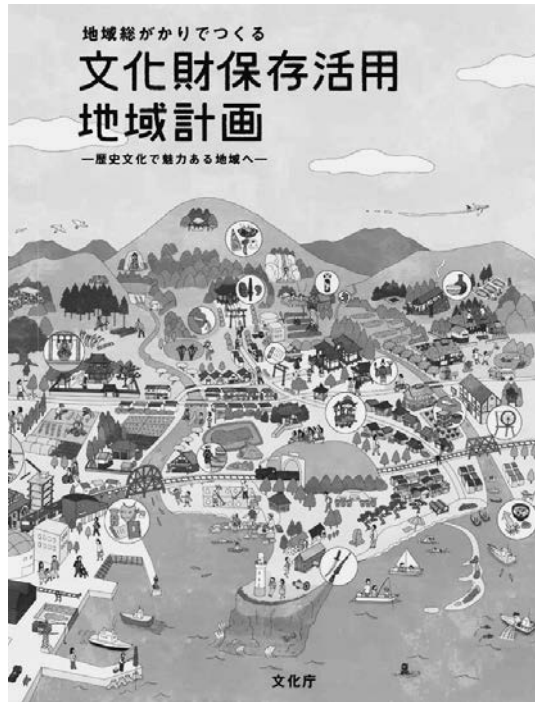


図1 「文化財保存活用地域計画」のパンフレット（文化庁 2022）

れにあたっては、まずは市町村内部で、各部局や関係施設、機関が互いに連携ととる体制を整えることを前提として、これに地域の郷土史家や周辺大学等の専門家が関わるほか、市町村が文化財の保存、活用をともにおこなうNPOや企業などの民間団体を「文化財保存活用支援団体」として、これとパートナーシップを結ぶなどして、計画策定、推進にあたっての体制をつくっていく必要がある。そして、その上に文化財所有者だけでなく、市民がみんなで文化財の保存、活用に関わっていくようなさまざまな工夫がおこなわれることで「地域総がかり」の形が実現していくことになるのである。

こうして“面”として括られたエリア内で文化財の連携がはかられることによって、そのエリア、すなわち「まち」を表現するようなストーリーがつくられていくことになる。個別の文化財を見ても、外部の人間にはなかなかその「まち」がどんな性格を持つ場所であるのかは理解できないかもしれないが、ストーリーを通して見れば「まち」全体が理解できるようになるということである。そんな「地域総がかりで」進めるこのストーリーづくりこそ、「文化財保存活用地域計画」がおこなおうとしていることなのである。

### 3. 「小松市文化財保存活用地域計画」

上で挙げた文化財を取り巻く困難な状況に加え、ここ数年の間に起こったコロナ禍や能登半島

地震などを通して、小松市にとって人々の暮らしを守ることと文化財を守ることの両立をはかることは、より重要な課題となってきた。そうした背景をふまえ、小松の歴史文化の魅力を活かしながら、市民に郷土への愛着と誇りを高めてもらう取組みと、観光や定住、産業など地域振興につながるまちづくりを「地域総がかり」で進める「地域計画」の策定に取り組むこととなった。計画の策定にあたっては、2022年に文化財や観光・まちづくりに関する専門家、歴史市民団体、文化財所有者、県文化財課職員からなる策定協議会が組織され、2025年7月の文化庁による認定を受けるまで7回にわたる会合がもたれ、これと平行して、小松市文化振興課職員を中心に、文化財の調査状況の整理、地域への聞き取り調査がおこなわれ、市民参加型ワークショップや市役所庁内でのワーキンググループミーティングなどが複数回実施されている（小松市 2025b: 70-77）。そうした活動の集大成が、この「地域計画」なのである。

これは、小松市における文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン及びアクションプランに位置付けられるもので、上位の「石川県文化財保存活用大綱」と整合性がはかられる一方で、「小松市都市デザイン」「小松市 2040年ビジョン」という小松市のまちづくりに関する最上位計画にも合理的に組み込まれた形になっている。そして、市の各部署が策定した個別の歴史文化の保存・活用に関連した分野別計画とも相互に連携・調整がおこなわれることとされている（同上: 5-8）。

この「地域計画」では、文化財保護法第2条で保護の対象として規定されている「文化財」だけでなく、これに当てはまらない「地域遺産」、すなわち地域の人々が守り伝えたいと考える伝承、伝説、地名、産業なども併せて「歴史文化遺産」と呼び、これらが周囲の景観や地域固有の風土のもとで代々受け継がれてきた知恵や経験、活動などと有機的に結びつくことで「小松らしさ」が生み出されると整理されている（同上: 10）。そして、この考えに基づきこの「地域計画」の将来像として「**ものづくりと交流の物語を紡ぐまち・小松**」～歴史文化を知り、活かし、守りつなぐ、**地域と人々が輝くまちづくり**～というタイトルを付し、それをふまえて、以下の3つの方向性を示している（同上: 67-68）：

1. 歴史文化遺産を知り、見出し、発信し、小松の歴史文化を磨き、守り伝えます
2. 歴史文化遺産を未来へつなぐため、保存・活用体制を整備し、地域と人を育みます
3. 歴史文化遺産を地域と人が活かして守る、歴史文化のまちづくりを推進します

そして、それぞれの方向性に基づき、「小松だからできる、小松にしかできない「地域と人々が輝く」さまざまな取り組み」として、市域全体で合計44の事業を設定して、市民、文化財所有者、関連企業、行政、専門家の中から、その取り組み主体（誰がやるのか）を明確にし、取り組み期間（いつまでにやるのか）やその財源を設定している。この44の事業は、以下に示す6つの「関連歴史文化遺産群」、2つの「歴史文化遺産保存活用区域」、そして歴史文化遺産の防災・防犯

にかかる具体的な取り組みとしてそれぞれまとめられ、この3つの方向性の実現を「地域総がかりで」目指す形をつくっている。

#### a) 6つのストーリー—関連歴史文化遺産群

上述したとおり、「文化財保存活用地域計画」では、指定・未指定にかかわらずさまざまな歴史文化遺産を、その特徴に基づくテーマやストーリーでまとめて“面”として捉えるという考え方がとられているが、この歴史文化遺産のまとまりを、小松市の「地域計画」では「関連歴史文化遺産群」と呼び、同市の歴史文化の特徴をふまえて、以下のような6つの「関連歴史文化遺産群」を設定し、それぞれのストーリーごとに関連歴史文化遺産をリストアップしている（同上：64-66、99-100）：

1. 里山の資源を活かした珠玉のものづくり
2. 交流拠点を行き交う人と物資
3. 加賀国府をめぐる交流の物語
4. 信仰の道と交流～白山信仰と一向一揆～
5. 前田利常が拓いたものづくりと交流
6. ものづくりと交流を支えた水郷と里山の営み

それぞれのストーリーは、一見するとまったく別個のテーマのように見えるかもしれない。しかし、山地から海までコンパクトにまとまっている小松の自然や地形、そしてそこで繰り広げられてきた歴史の流れに当てはめて眺めると、それらが互いに関連した一体のものとして、あたかもひとつのストーリーにまとまりうるようにも思えてくるのは、小松ならではのことかもしれない（同上：59-63）。そして、その地形を歴史の舞台と重ね合わせると、現在の小松市の11地区がそれぞれ関わっていることが理解され（図2）、それぞれの住民が自分事として文化財の保存・活用を考えられるようになることは、「地域計画」の推進には重要なポイントといえる。

#### b) 2つの戦略的な区域設定—歴史文化遺産保存活用区域

さらに「地域計画」では、歴史文化遺産が特定の範囲に集積している場合に、歴史文化遺産をその周辺環境も含めて“面”として保存・活用するために「歴史文化遺産保存活用区域」を設定している。上記6つのストーリーを考えれば、他にもいくつかの区域が候補にあがるかもしれないが、「地域計画」策定にあたっては、市街地と農山村エリアを線と面でつなぐ文化的な魅力発信を戦略的におこなうことを念頭に、当面は西尾地区と那谷地区の2地区を「歴史文化遺産保存活用区域」として設定するとしている（同上：142-143）。

この2地区は、それぞれ滝ヶ原石や観音下石の石切り場があり、那谷寺、尾小屋鉾山など日本

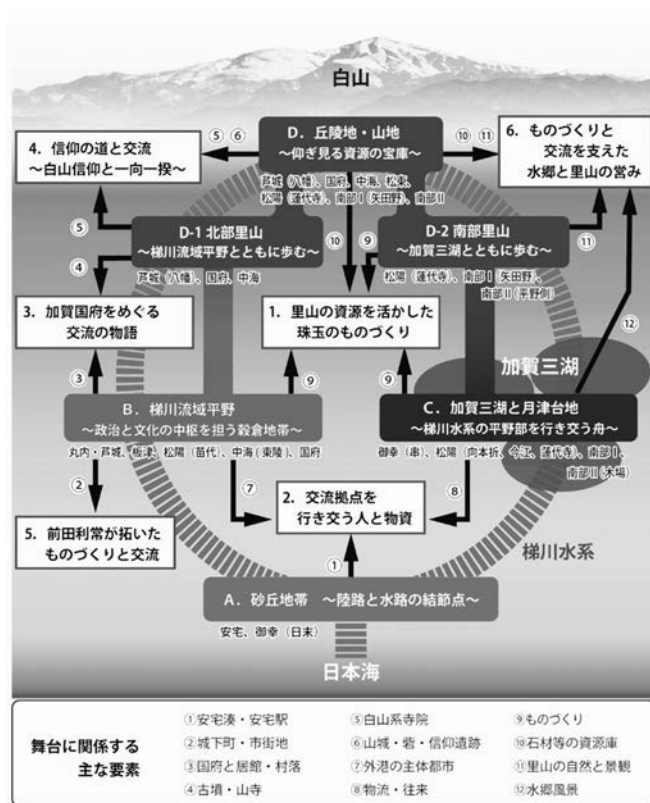


図2 地形のまとまりと関連歴史文化遺産群の関係 (小松市 2025b: 100)

遺産「小松の石の文化」の核となる構成文化財が密集した区域であり、それぞれの区域全体に地域の産業を反映する特徴的な文化的景観が備わっている。

### c) 歴史文化遺産の防災・防犯

なお、2022年8月の水害や、2024年1月の能登半島地震をはじめとして、これまで多くの災害が起こるたびに、小松市の歴史文化遺産は被害を受け、その救援・復旧の取り組みが、市内外のさまざまな人たちの協力によっておこなわれてきたことはいままでもない。また、つい最近、金平鉱山跡で水晶の盗掘者が土砂崩れに巻き込まれて死亡するというニュースがあったことは記憶に新しいが、このような歴史文化遺産に関わる盗難などの犯罪行為に対する対策も喫緊の課題として求められている。そのような問題への対応についても、上記44の事業における具体的な取り組みの中にも含まれている(同上: 153-159)。

#### 4. 市民対話による「小松ならではの」共創の実践—文化財を活かしたまちづくりに向けて

こうして、「小松市文化財保存活用地域計画」が文化庁より認可を受けたいま、次は、この計画を今後10年にわたって実際に推進していかなければならない。「地域計画」に示されている推進体制によれば、市庁内でさまざまな部署が横断的に関わる形での推進体制の構築がおこなわれた上で、市民（文化財所有者・管理者、地域住民・市民団体、関連企業、学校など）や専門家との連携をはかりながら、「小松市文化財保存活用地域計画協議会」が組織され、情報共有や協議、調整などがおこなわれていくことになる（図3）。この体制によって「地域総がかりで」の取り組みがおこなわれていくわけであるが、その際、「市民」がどれだけ主体的に関わっていくことができるかが、この計画推進の中で何より重要な意味を持つと筆者は考えている。

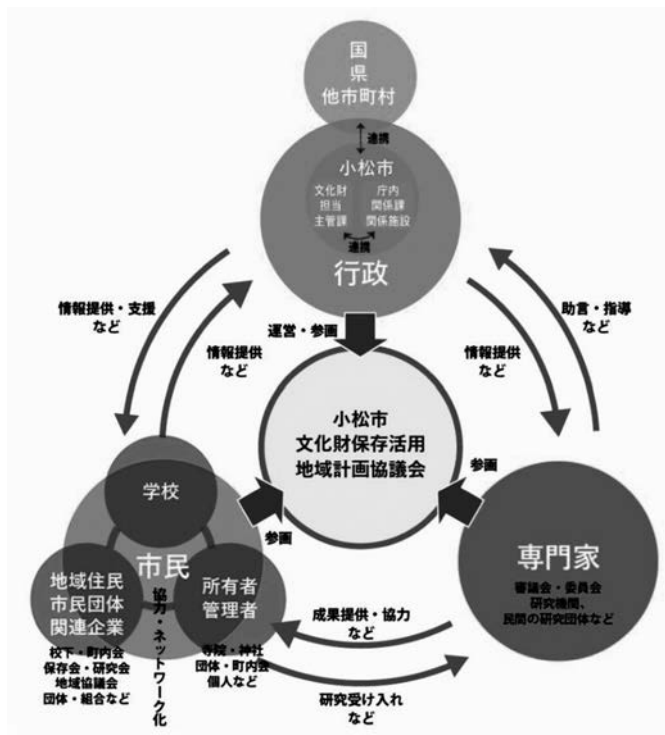


図3 「小松市文化財保存活用地域計画」推進体制のイメージ（小松市 2025b: 160）

実は、この「市民」の主体的な関与の実現については、筆者はどちらかといえば楽観的な想いを持って見ている。それは小松という町が形成されてきた歴史的な経緯と現在のあり様を考えたことだが、それはまさに「小松だからできる、小松にしかできない」ことにつながるものであるといってもいい。

小松という土地は、古来より人の往来が絶えない交通の要衝である。7世紀の律令時代に小松

の地には加賀国府がおかれ、ここを官道としてつくられた北陸道が通っていた。この道を辿って、のちに花山天皇が行幸し梯川のほとりに別荘を建て、狂言「佐渡狐」に登場する佐渡と越後の百姓のような庶民も京に年貢を納めるためにここを通っているはずである。さらにのちには、木曾義仲が京へ向かい、義経、弁慶一行が東に逃れていったが、その際にこの地で繰り広げられたエピソードも能や歌舞伎の題材になっている。そして、江戸時代には北国街道と呼ばれていたこの道を、松尾芭蕉が奥州からの帰路にこの町に立ち寄っているが、彼は現代風にいえば「木曾義仲推しの源平合戦フリーク」で、小松は彼にとって「聖地巡礼の旅」の重要な目的地のひとつだった。また、一方で安宅湊が北前船の寄港地ともなっており、小松の地は、常に広範囲な人、モノ、情報の流れの中にあり続けたのである。小松には、江戸時代初めに前田利常が隠居城をおき、産業を育て、まちづくりをおこなったことで、その後は長く町人が主体となって町を維持、発展させてきた歴史がある。その際、小松の町人たちは、この地にやって来る外部の人や情報に壁をつくったり、排除したりすることなく、柔軟に内に取り込んで、ともに小松の町を盛り立ててきたのだった（小松市 2025a: 121）。小松を代表するお旅まつりも、もともとは関西方面との往来の中で、近江長浜の曳山まつりに魅了された小松の商人が、子供歌舞伎を持ち帰ってきたものである。その後も明治時代に北陸本線、昭和には小松空港や高速道路としての北陸道、そして令和になって北陸新幹線がこの地を通るなど、小松は長い歴史の中で一貫して交通の要衝としての性格を持ち続け、現在にいたるまで、外からやって来る人や情報を柔軟に取り込みながら、ともに「まち」をつくり続けているように思われる。

そして近年、小松ではさまざまな社会的課題の解決に向けての市民対話が盛んにおこなわれるようになり、それは「小松ならではの」文化になりつつあるといい。リビングラボとも呼ばれるそうした市民対話には、実は多くの小松以外の出身者が参加し、ともに小松の「まち」を盛り上げるために活発に議論をおこなっている。小松で生まれ育った人たちには当たり前の風景にしか見えないものが、筆者を含む外部者の目には非常に魅力的なものに映るということはあることである。それを小松の人たちが新鮮な想いで、しっかり聞くことで気づきを得て、それを受け止めることができているからこそ、この「小松ならではの」のそうした文化が成立し得たということなのだろう。

たとえば、筆者が2025年度に参加したこうした市民対話に「小松をつなげる30人」がある。「つなげる30人」という集まりは、もともと東京の渋谷ではじまった官民共創プラットフォームで、これがいま全国に広がりつつある（<https://www.project30.or.jp>）。小松ではさまざまな社会的な問題意識を持った一般市民34名が集まり、意見をぶつけ合っていく中で、議論は具体的な5つの地域課題解決プランに集約されていき、それらはいまやそれぞれの方面で事業化に向かっていく。ちなみに、筆者は小松の里山地域各地のそれぞれの取り組みをつなげたプラットフォームをつくり、小松全体で里山の魅力を発信して関係人口を増やしていくプロジェクトに関わっている。「小松をつなげる30人」は、次年度には第2期として新たなメンバーで活動がおこなわれる

ことになっており、こうした市民対話（リビングラボ）は、行政とも連携しながら、引き続き小松の「まち」を盛り上げていくことになっている。また、これとは別に、公立小松大学の中央キャンパスがある AZ スクエアという建物の 1 階の空きスペースに学生の居場所をつくり、また市民にも開放していくことを企図した「ミンナのガクシヨク」リビングラボにも参加した。これには学生だけでなく、小松駅から市役所地域の間の住民、あるいは事業のステークホルダーとなる人々などが集まり、活発な議論を自由に交わしながら、「ミンナのガクシヨク」の具体的な形をつくり上げていった。筆者はそのような経験を通して、小松で新たに広がってきた市民対話の文化を、自分たちの文化財の保護、活用に関する活動に、効果的に適用していけるのではないかと考えるにいたったのである。

さて、このようにリビングラボによる広く市民を集めた対話が、小松で定着するようになった流れの中で、小松市未来型図書館等複合施設づくりに関する話し合いは、非常に大きな画期であったといえる。もともと宮橋勝栄現小松市長の選挙公約として掲げられていた未来型図書館構想の実現に向けて、2021 年に始まった「つながるミーティング」が、2023 年に「こまつリビングラボ」と名前を変えて続けられてきたこの市民対話には、公立小松大学の学生も数多く参加してきた。そして 2025 年 3 月に、その結果として「小松市未来型図書館等複合施設基本計画」が策定されたが（小松市 2025a）、その後も、2030 年に予定される開館に向けて、コンテンツや運営のあり方を検討していく際にもリビングラボがその中心となっていくことになっている。そして開館後も「コレクションハブ」というこの複合施設の中核となるスペースの運営に、リビングラボによる市民対話の手法が活かされることになる。このことは基本計画のなかでも「共創の実践」として強く打ち出されている（同上：106-130）。

この小松市未来型図書館等複合施設は、小松市立図書館だけでなく、小松市立博物館も併せて引き継ぐ施設である。その際に、この 2 つの機能をつなぐ空間として「コレクションハブ」が構想されているということなのだ（同上：27）。ただ、当初は市民対話の中で構想されてきたのは図書館の部分だけで、博物館の機能は、2024 年 1 月の能登半島地震によって小松市立博物館が閉館を余儀なくされることによって、新たにこの構想に加わってきたという経緯がある。そのため、博物館の機能に関する議論については、現状では全く不十分なままといわざるを得ない。つまりこれからのリビングラボで、この複合施設の博物館機能をどう構築して「コレクションハブ」と接続させていくかについて、しっかり議論が進められていかなければならないはずである。

その時、このタイミングで「小松市文化財保存活用地域計画」が文化庁より認可されたことは、重要な意味を持つのではないだろうか。博物館の展示の具体的な構想については、これから学芸員などの専門家と市民がいっしょに対話する形で進められていくことになるはずである。もともと小松市立博物館では、まずは小松市の歴史文化遺産を展示すること、そして併せてこの地で採掘されるさまざまな「石」を通して、この町がおかれた地形や環境を来訪者に理解させるということがなされてきた。そのスタンスを引き継ぐのであれば、「地域計画」における文化財の整理の

仕方は、この議論のたたき台としては最適なプランとなりうるのではないだろうか。そうなれば、今後10年にわたって「地域計画」を推進していく際に、小松市未来型図書館等複合施設が、そのコア施設として機能するはずである。

### おわりに―「こまつもん」をふやす

小松市未来型図書館等複合施設づくりにかかる市民対話が、「こまつリビングラボ」と呼ばれるようになってから、アドバイザーボードのメンバーに加わったデンマークのロスキレ大学准教授の安岡美佳氏の影響もあって、市民対話の中で「シビック・プライド」という言葉が、意識的に使われるようになってきた(同上:107)。リビングラボ参加者に対するレクチャーの中で、安岡氏が、「シビック・プライド」とは、自分が住んでいる地域やコミュニティに対して感じる誇りや愛着のことであり、これが高まると、市民の地域社会への参加意識が高まり、コミュニティの発展や改善に積極的に関わるようになるという説明し、それが参加者みんなの腑に落ちたからである(写真)。その考えを、この「地域計画」推進の議論に当てはめるならば、文化財の保護と活用に関する議論に主体的に関わる中で、小松市民が小松の歴史と文化の豊かさに気づき、自分たちが暮らすこの「まち」のことを、誇りを持って語れるようになることが期待されるということになるだろう。日頃から小松の「まち」に強い愛着をもち、プライドを持って語る人を、ここでは仮に「こまつもん」と呼ぶことにしたい。



写真 こまつリビングラボに参加した「こまつもん」たち(令和6年度第5回リビングラボにて、2025年2月2日、於:小松市役所)(小松市 2025a:130)

小松市の統計によれば、市の人口は約 10.5 万人（2025 年 10 月現在）である。この数字は小松市で住民登録をして、乱暴に言えば市民税を払っている人の数ということになる。その数自体は、市にとって非常に大切な数であることは間違いない。だが、残念ながらその全員が「こまつもん」であるわけではないはずだ。一方で、「こまつもん」が必ずしも小松市に住民票をおいているとは限らず、他所からやって来る、いわゆる関係人口の中に多くの「こまつもん」がいるかもしれない。筆者もそのひとりである。もしも、そんな小松を強い誇りと愛着をもって語る人、すなわち「こまつもん」の数を、人口の指標のひとつとして数え、その数を増加させることができれば、その人口こそ小松に新たな人を引き寄せる求心力となるのではないだろうか。この「まち」の本当の力は、「こまつもん」人口の多寡で決まるはずである。

「小松市文化財保存活用地域計画」推進に向けての、「地域総がかり」の取り組みには、この「こまつもん」の力が不可欠である。また一方で、この取り組みが「こまつもん」をふやしていき、みんなが小松という土地を強い誇りと愛着で語りあう中で、小松はいまよりはるかに元気な「まち」になっていくものと筆者は信じている。今後、小松市において、「地域計画」推進はもちろんのこと、それ以外のさまざまな場面で、市民対話の輪がますます広がって、未来につながっていくことを願っている。

## 謝辞

本論は公立小松大学市民公開講座、次世代考古学研究センターセミナー「小松の石文化とマヤ文明遺産の研究最前線」でのレクチャー「『小松市文化財保存活用地域計画』と文化財を活かしたまちづくりの官民学協働への展望」（2025 年 10 月 11 日開催）の内容を書き下ろしたものである。この報告に関して、宮橋勝栄小松市長、小松市文化財保存活用地域計画策定協議会のメンバー各位、小松市未来型図書館等複合施設づくりアドバイザーボードメンバー各位、市役所文化振興課の下濱貴子さん他の皆さん、同未来型図書館づくり推進チームの皆さん、そして、その他さまざまな市民対話の場で、日頃から互いに意見をぶつけ合っている仲間の皆さんには、これまで貴重な数々の意見を賜り、刺激を受けてきた。ここに感謝の意を表したいと思う。

## 文献：

小松市（2025a）『小松市未来型図書館等複合施設基本計画』小松市。

（[https://www.city.komatsu.lg.jp/material/files/group/62/kihonkeikaku\\_hompen.pdf](https://www.city.komatsu.lg.jp/material/files/group/62/kihonkeikaku_hompen.pdf)）

小松市（2025b）『小松市文化財保存活用地域計画』小松市。

（<https://www.city.komatsu.lg.jp/material/files/group/13/tiikikeikakujyosyoudai4syoudai0718.pdf>、<https://www.city.komatsu.lg.jp/material/files/group/13/tiikikeikakuhonbundai5syoudai9syoudai.pdf>）

根木 昭（2002）「文化財とまちづくり」『文化財政策概論 文化遺産保護の新たな展開に向けて』

川村恒明監修・著、根木昭、和田勝彦編著、PP. 149-179、東海大学出版会。

藤岡麻理子（2024）「歴史文化遺産の保全・継承を支える自治体独自の枠組みづくり」『観光まちづくりの展望—地域を見つめ、地域を動かす』西村幸夫、國學院大學地域マネジメント研究センター編、pp.55-66、学芸出版社。

文化財保護法研究会監修（2022）『文化財保護関連法令集（第4次改訂版）』ぎょうせい。

文化庁（2022）『地域総がかりでつくる 文化財保存活用地域計画—歴史文化で魅力ある地域へ』文化庁。

（[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/bunkazai\\_hozon/pdf/93762801\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/bunkazai_hozon/pdf/93762801_01.pdf)）

文化庁（2025）『地域総がかりで作ろう 文化財保存活用地域計画 作成のためのハンドブック』文化庁。

（[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/bunkazai\\_hozon/pdf/94190701\\_02.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/bunkazai_hozon/pdf/94190701_02.pdf)）

和田勝彦（2002）「文化財政策の変遷」『文化財政策概論 文化遺産保護の新たな展開に向けて』川村恒明監修・著、根木昭、和田勝彦編著、PP. 39-72、東海大学出版会。

